

えな斎苑をご利用される皆さまへのお願い

えな斎苑

新型コロナウィルス感染予防対策

令和2年6月2日

令和5年3月13日一部改正

恵那市水道環境部環境課

えな斎苑新型コロナウイルス感染予防対策について

えな斎苑（以下「当施設」という。）は、ご利用者の皆様と故人との最後のお別れの場です。コロナ禍においても当施設を安心してご利用いただけるよう、また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた故人の火葬が、ご遺族の心に寄り添った形で執り行えるよう、本書による運用基準を適用します。

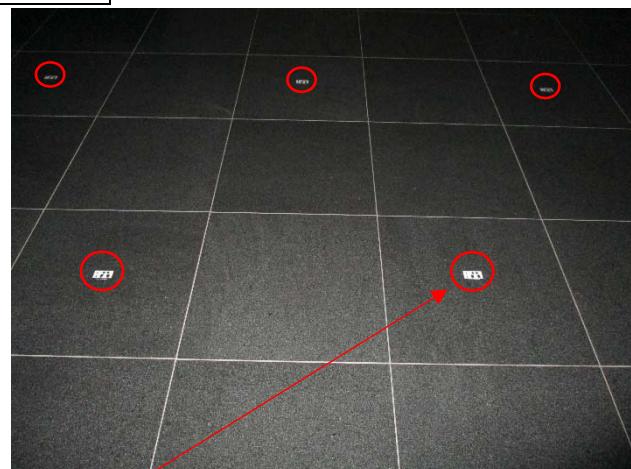
なお、本書は、令和2年7月29日厚生労働省及び経済産業省発出（令和5年3月3日改正）の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を参考に作成しています。本書の内容については、感染状況、医学的根拠の判明度合及び政府発表の対応に応じて柔軟に変更・対応を行います。

I	施設利用にあたっての変更事項	·····	P1
II	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及び同感染症の疑いにより亡くなられた方のご遺族さまへ		
II-1	火葬予約等	·····	P2
II-2	施設利用にあたっての変更事項	·····	P2
III	実施期間	·····	P2

I 施設利用にあたっての変更事項

- (1) 体調の悪い方、発熱・風邪等の症状がある方は、来場をお控えください。
- (2) 参列者は、アルコールによる手指消毒、体温チェック、人と人との距離の確保等の基本的な感染対策にご協力ください。
- (3) 飲食物の持ち込みはご遠慮ください。また、待合室の湯飲み、急須等共用備品の利用を停止します。必要に応じて、水筒やペットボトルなどをご持参いただかず、館内の自動販売機をご利用ください。
- (4) 告別室、炉前ホール、収骨室では、床に貼ったシールを目安にお並びください。

告別室イメージ



収骨室イメージ



II 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及び同感染症の疑いにより亡くなられた方のご遺族さまへ

II-1. 火葬予約等

- (1) 死亡届の受付は市民課（市役所西庁舎1階 ※土日祝日は日直）のみとし、電話での予約時に来庁時間をお伝えください。手続きにお越しになる方は、濃厚接触者ではない親族または葬祭事業者でお願いします。
- (2) 火葬予約時に「新型コロナ感染症で亡くなられた方」または、「新型コロナ感染症の疑いにより亡くなられた方」と申し出てください。
- (3) 火葬の仮予約はできません。

II-2. 施設利用にあたっての変更事項

- (1) 当施設にお越しの際、情報共有シート（遺族等記入用・関係者記入用）をご提出ください。
- (2) ご遺体に、適切な感染対策（清拭及び 鼻、肛門等への詰め物や紙おむつ使用により体液漏出予防を行うこと等）がなされていない場合、損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等の場合は、非透過性納体袋に収容・密閉をお願いします。
- (3) 上記の適切な感染対策がなされていない場合、火葬の時間や施設の利用方法について、環境課の指示に従ってください。
- (4) 必要な場合は、死亡後24時間以内の火葬が可能です。

III. 実施期間

この取扱いは、令和5年3月13日（月）から実施します。